

# 風しん第5期定期接種を受けるに当たって

## ■ 風しん第5期定期接種を受ける前にお読みください。

この説明書は、平成31年4月1日から風しんの発生及びまん延を防止するために実施している「風しんの追加的対策」における定期接種の対象となる方にお読みいただくものです。

記載事項についてよく読み、理解し、納得した上で、予防接種を受けることを希望する場合に、予診票に自ら署名することによって予防接種を受けることができます。

接種を受けるに当たって、疑問等があれば、あらかじめ、医師と相談し、健康状態の良いときに十分納得したうえで、接種を受けることを決めてください。

※以下の記載事項については国立感染症研究所「風疹 Q&A」より転載(一部改変)しています。

### 【風疹について】

風疹ウイルスによっておこる急性の発疹性感染症で、流行は春先から初夏にかけて多くみられます。潜伏期間は2～3週間(平均16～18日)で、主な症状として発疹、発熱、リンパ節の腫れが認められます。ウイルスに感染しても明らかな症状がでることがないまま免疫ができてしまう(不顕性感染)人が15～30%程度いるようです。一度かかると、大部分の人は生涯風疹にかかることはありません。従来、集団生活にはいる1～9歳ころ(1～4歳児と小学校の低学年)に多く発生をみていましたが、近年は多くが成人男性となっています。風疹ウイルスは患者さんの飛まつ(唾液のしぶき)などによってほかの人にうつります。発疹のでる2～3日まえから発疹がでたあとの5日くらいまでの患者さんは感染力があると考えられています。感染力は、麻疹(はしか)や水痘(水ぼうそう)ほどは強くありません。

風疹の症状は子供では比較的軽いのですが、まれに脳炎、血小板減少性紫斑病などの合併症が、2,000人から5,000人に一人くらいの割合で発生することがあります。その点では軽視できない病気です。また、大人がかかると、発熱や発疹の期間が子供に比べて長く、関節痛がひどいことが多いとされています。一週間以上仕事を休まなければならない場合もあります。

### 【先天性風疹症候群について】

妊婦とくに、妊娠初期の女性が風疹にかかると、胎児が風疹ウイルスに感染し、難聴、心疾患、白内障、そして精神や身体の発達の遅れ等の障がいをもった赤ちゃんがうまれる可能性があります。これらの障がいを先天性風疹症候群といいます。先天性風疹症候群をもった赤ちゃんがこれらすべての障がいをもつとは限らず、これらの障がいのうちの一つか二つのみを持つ場合もあり、気づかれるまでに時間がかかることもあります。

先天性風疹症候群がおこる可能性は、風疹にかかった妊娠時期により違いがあります。特に妊娠初めの12週までにその可能性が高いことが認められており、調査によって25～90%と幅があります。予防接種をうけることによって、妊婦以外の方が妊婦などに風疹をうつすことを予防できます。

### 【ワクチンについて】

弱毒化を行った種ウイルス(弱毒株ウイルス)を培養・増殖させ、凍結乾燥したものです。弱毒株ウイルスを接種した場合、通常の風疹感染と違ってほとんど症状はでませんが、風疹ウイルスに対する免疫を得ることができます。現在は、麻疹ワクチンと混合した麻疹風疹混合ワクチンが定期の予防接種に用いられています。ワクチンの効果も100%とはいえません。これまでの報告を総合すると、風疹ワクチンを1回接種した人に免疫ができる割合は95～99%と考えられています。

### 【副反応について】

2006年度から定期接種として麻疹風疹混合ワクチンが用いられるようになっており、本事業においても原則として麻疹風疹混合ワクチンを使用します。麻疹風疹混合ワクチンの添付文書によると、重大な副反応として、ショック、アナフィラキシー(0.1%未満)、血小板減少性紫斑病(0.1%未満)、急性散在性脳脊髄炎(頻度不明)、脳炎・脳症(0.1%未満)、けいれん(0.1%未満)の報告があります。

その他の副反応として、発疹、蕁麻疹、紅斑、掻痒、発熱、リンパ節の腫れ、または関節痛などをみることがあります。

### 【接種に当たっての注意】

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

また、以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ①明らかに発熱(通常 37.5℃以上をいいます)がある場合
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫制をきたす治療をうけている場合
- ⑤現在、妊娠している場合
- ⑥その他、医師が不適切な状態と判断した場合

### 【健康被害について】

この予防接種により生活に支障が出るような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、お住まいの自治体までご相談ください。

### ◎お問合せ先について

居住している市区町村の**担当部署**にお問い合わせください。